

第2期 太良町子ども・子育て支援事業計画

子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち

～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～

令和2年3月

太良町

はじめに

近年、我が国においては、ライフスタイルや就業形態の変化などにより出生率と出生数の減少傾向が続き、少子化が急速に進んでいます。少子化等の人口構造の変化は、年金、医療、介護に係る経費など社会保障負担の増加、経済成長の鈍化など社会に与える影響が懸念されております。核家族化の進行や地域社会の希薄化等により子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、育児の孤立化や負担感の増大などが大きな課題となっています。

国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備する「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。子育てをめぐる問題に向き合い、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

本町においても、子ども・子育て支援法の基本理念に基づき平成27年に「太良町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、太良町に住むすべての子どもとその家庭を地域で支援し、一人ひとりの子どもの健やかな成長のための子育て・子育ち支援のまちづくりに取り組んできました。令和元年度に計画期間が満了となるため、今般「第2期太良町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもたちが健やかに育つ環境づくりと地域の中で助け合いながら子育てや子どもの成長とともに見守る環境づくりに取り組み、太良町で育った子どもたちが大人になった時に子ども時代そしてこの太良町を誇りに思えるまちをめざしてまいります。

町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大な尽力を賜りました太良町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子育て支援に携わる方々及びニーズ調査などを通じて貴重な意見を賜りました町民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月
太良町長 永 淵 孝 幸



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制	3

第2章 太良町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみた人口・子ども人口の動向	4
2 子ども・子育てに関する実態（アンケート調査結果から）	8
3 施策の評価からみた課題.....	11
4 子育てに関する課題	14

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針	15
2 子ども・子育てビジョン（目標像）	16
3 施策の目標.....	17
4 令和6年度における子ども・子育ての将来像.....	17
5 施策の体系	18

第4章 総合的な施策の展開

1 すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます	19
2 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます.....	21
3 子育て・子育ちを支える安心安全な環境をともに築きます	22

第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域	24
2 将来の子ども人口	24
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	25
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	27
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	34
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	34

第6章 計画の推進

1	計画の点検・評価	35
2	子ども・子育て会議	35
3	地域や関係機関との連携	36
4	国・県との連携	36

資 料 編

1	太良町子ども・子育て会議条例	37
2	令和元年度 太良町子ども・子育て会議委員名簿	39
3	計画策定の経緯	40
4	用語説明	41

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から開始されました。平成 29 年 6 月には自治体を支援し、2 年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成 30 年 9 月には、小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。令和元年 10 月からは、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるのが狙いの幼児教育の無償化が始まりました。

太良町においては、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、太良町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため平成 27 年 3 月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和元年度に計画期間が満了となるため、「第 2 期太良町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、改正次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含した計画です。

第2期太良町子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

「子ども・子育て支援法」第61条第1項

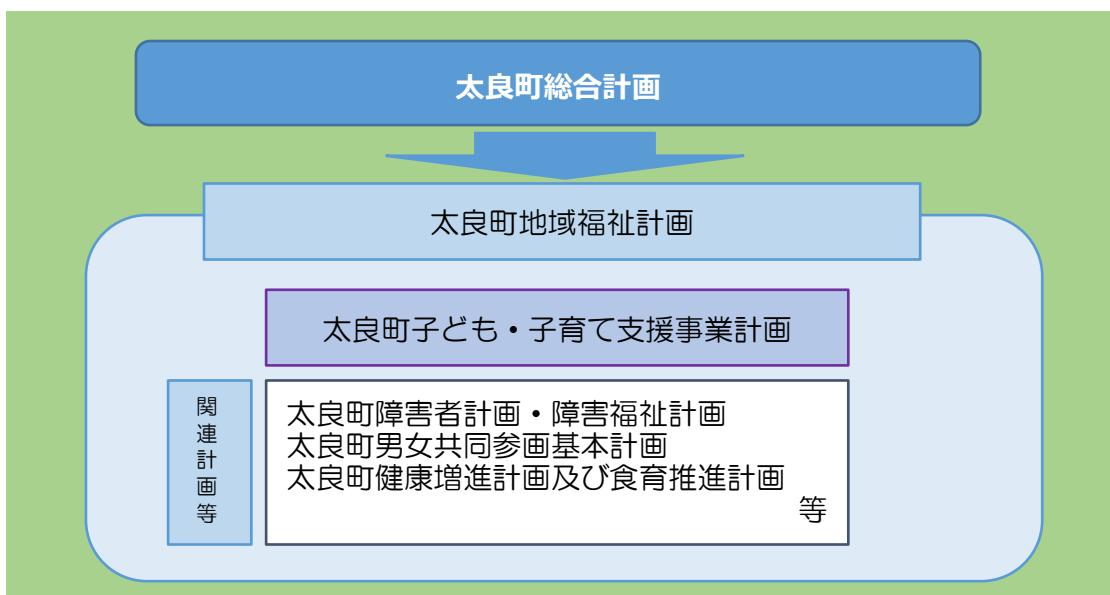
市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務および事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児および幼児の健康の確保および増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅および良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

(2) 太良町計画体系等における位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「太良町総合計画」や福祉分野の上位計画「太良町地域福祉計画」、関連する各種個別計画とも連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。



3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

4 計画策定の体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「太良町子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定に先立ち、太良町における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成30年12月に実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

町民の皆様から計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするため、令和2年3月9日から3月16日までパブリックコメントを実施しました。

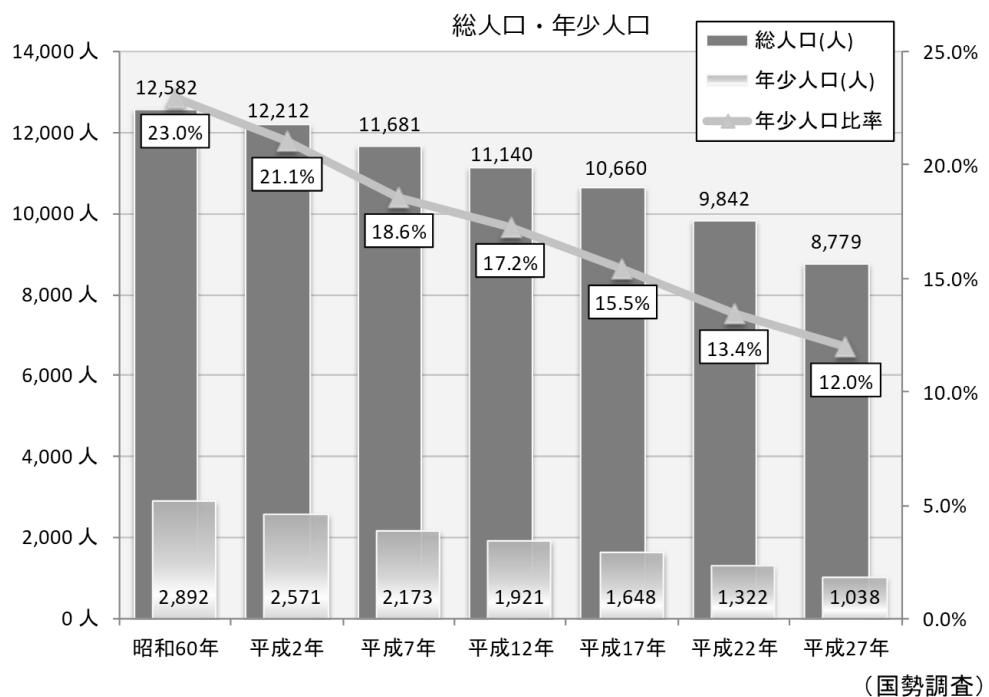
第2章 太良町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみた人口・子ども人口の動向

(1) 総人口と年少人口の推移

全国的な少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、太良町の総人口は一貫して減少傾向で推移しており、昭和 60 年の 12,582 人から、平成 27 年には 8,779 人となっています。

また、年少人口（15 歳未満）についても一貫して減少しており、昭和 60 年の 2,892 人から平成 27 年には 1,038 人と、30 年間で半数以下になっています。総人口に占める年少人口比率についても、同期間に 23.0% から 12.0% へと、11 ポイント減少しています。

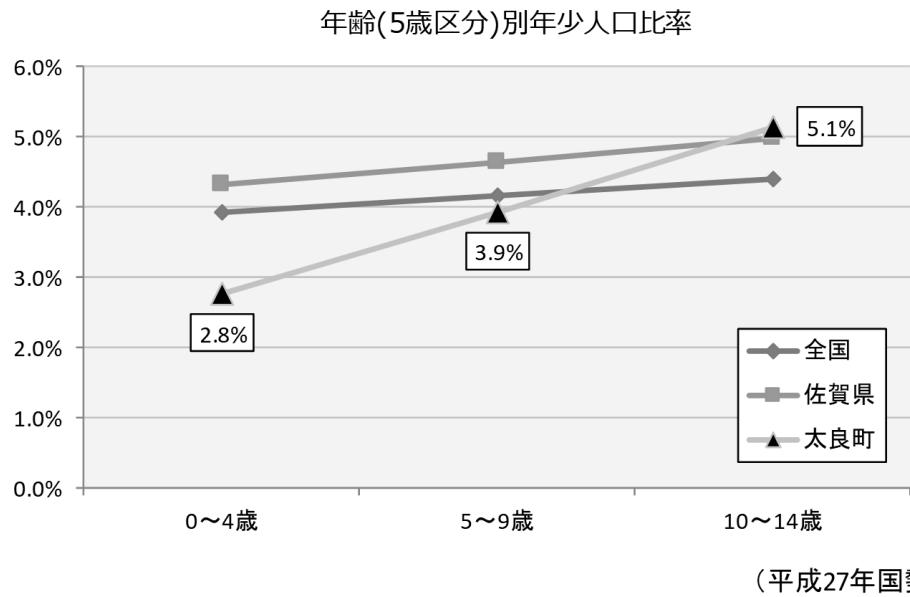


	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	12,582	12,212	11,681	11,140	10,660	9,842	8,779
年少人口(人)	2,892	2,571	2,173	1,921	1,648	1,322	1,038
年少人口比率	23.0%	21.1%	18.6%	17.2%	15.5%	13.4%	12.0%

(2) 5歳区分別年少人口比率

年少人口（15歳未満）比率について5歳区分別の対総人口比率をみると、10～14歳が5.1%、5～9歳が3.9%、0～4歳が2.8%となっています。

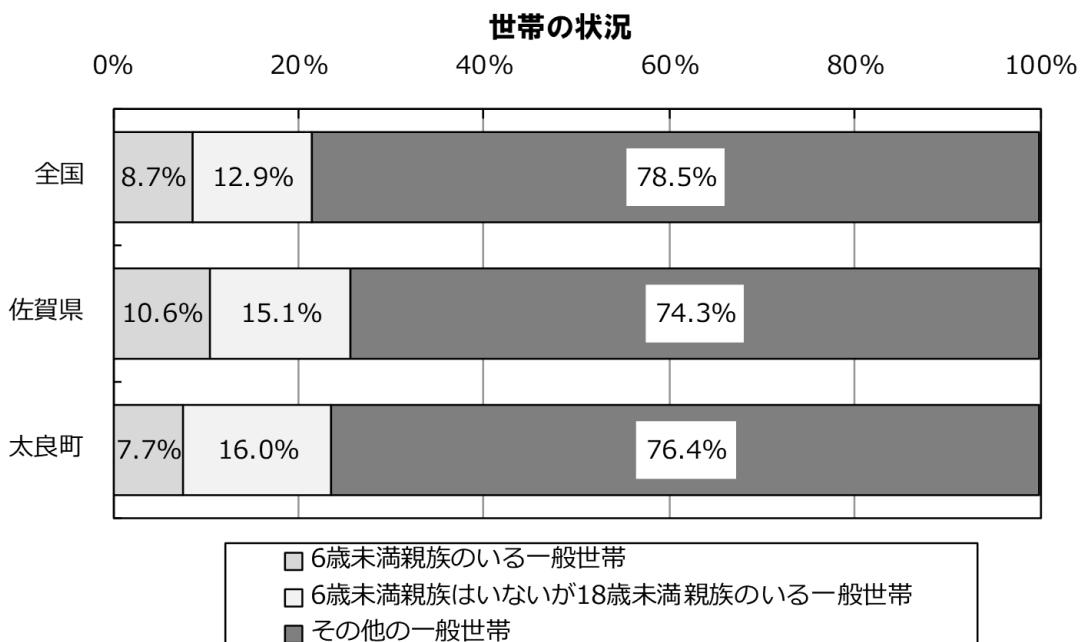
全国水準や佐賀県水準の傾向と比較すると、0～4歳と5～9歳の比率が低くなっています。



(3) 6歳未満親族のいる世帯の状況

太良町の一般世帯数は2,829世帯で、このうち、6歳未満親族のいる世帯が7.7%、また、6歳未満親族はないが18歳未満親族のいる世帯が16.0%となっています。

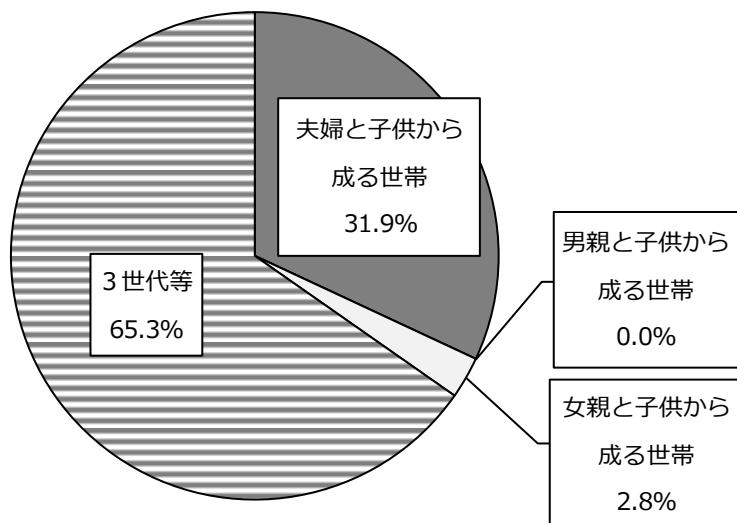
本町では、6歳未満親族はないが18歳未満親族のいる世帯の比率は全国や佐賀県の水準と比較して高いものの、6歳未満親族のいる世帯の比率は佐賀県の水準よりやや低くなっています。



本町の一般世帯 2,829 世帯のうち、6 歳未満の子どものいる世帯は 217 世帯で、そのうち夫婦と子どもから成る世帯は 31.9% で、これに男親と子どもから成る世帯と女親と子どもから成る世帯を加えたいわゆる核家族が 34.7% となっています。

その他の 3 世代等から成る世帯は 65.3% と過半数を占めています。

6 未満の暮らす世帯構造

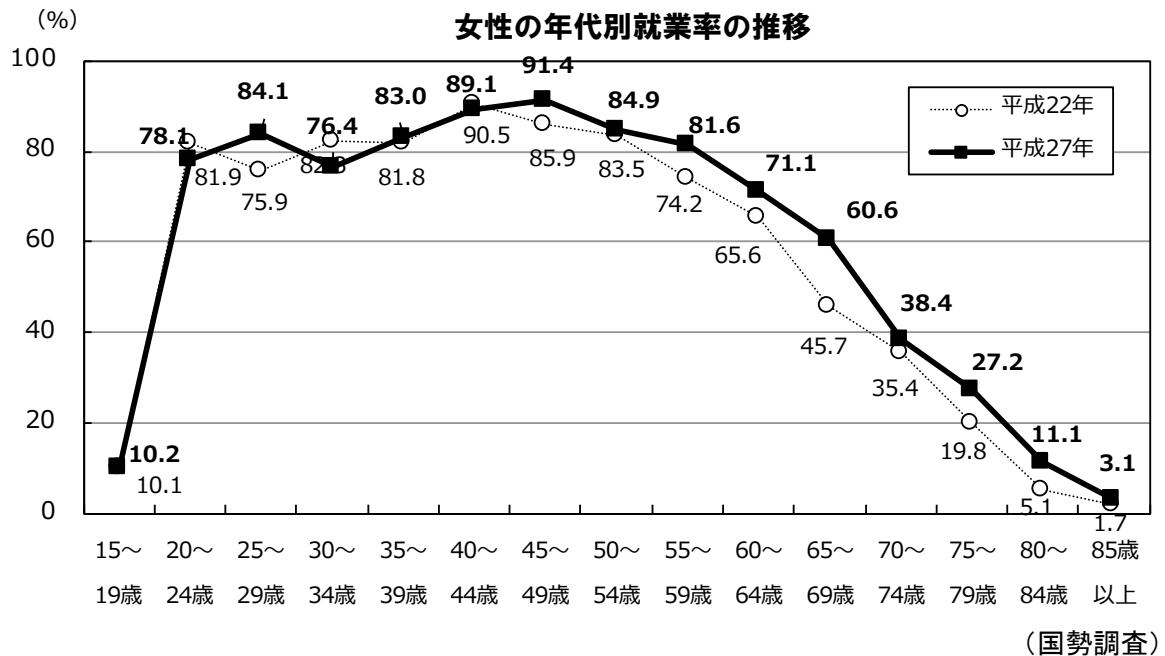


	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	2,829	8,519	301
6歳未満がいる世帯	217	1,241	301
核家族	75	327	100
夫婦と子供から成る世帯	69	306	93
男親と子供から成る世帯	0	0	0
女親と子供から成る世帯	6	21	7
3 世代等	141	906	200

(平成27年国勢調査)

(4) 女性の就業率

結婚している女性の就業率を平成 22 年と平成 27 年の比較でみると、25~29 歳と 45 ~49 歳、55 歳以上で平成 27 年が高い就業率となっています。



2 子ども・子育てに関する実態（アンケート調査結果から）

（1）調査の目的

本計画策定の基礎資料とするため、子育ての実態やご要望・ご意見などを把握する目的として実施しました。

（2）調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法
就学前児童アンケート	町内の就学前児童（0～5歳）の保護者	◇郵送での配布・回収及び保育園、認定こども園を通じて配布・回収
小学生アンケート	町内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	◇郵送による配布・回収及び小学校を通じて配布・回収

【調査期間】平成30年12月実施（平成31年1月10日投函締切）

（3）配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	250票	162票	64.8%
小学生アンケート	286票	217票	75.9%

（4）調査結果の概要

① 子どもとご家族の状況の状況について

- 就学前・小学生ともに核家族化が進んでいる。

② 保護者の就労状況について

- 就学前・小学生ともに母親の1年後の就労希望としては、フルタイム及びパートタイム就労を希望する方が多くなっている。

③ 教育・保育事業の利用状況について（就学前のみ）

- 平日に利用している教育・保育の事業は、前回調査に比べ認定こども園が多くなっている。
- 利用したい教育・保育の事業についても、前回調査に比べ認定こども園が多くなっている。

- 幼稚園利用者で幼稚園の希望をする方は約7割となっている。
- 教育・保育施設の入所については、「0歳から2歳までの保育、3歳から就学前の教育・保育を、同じ施設で継続して利用することがよいと思う」が最も多くなっている。

④ 地域の子育て支援事業の利用状況について

- 就学前の地域子育て支援拠点事業の利用状況は、利用していないが8割以上となっている。利用意向は約4割となっている。
- 町の5事業の認知度・利用状況・利用意向は、就学前で保育園延長保育と保育園一時預かりが多くなっている。小学生では、放課後児童クラブ（なかよしルーム）と放課後児童教室（きらりパーク）が多くなっている。

⑤ 土曜日・休日や長期休暇の教育・保育事業利用希望について（就学前のみ）

- 土曜日は毎週利用したい、日曜日は月に1～2回利用したいが多くなっている。
- 長期休暇では、週に数日利用したいが約2割となっており、月に数回仕事が入るため利用したい方が約7割となっている。

⑥ 病気の際の対応について（就学前のみ）

- 病児・病後児保育施設の利用意向は約5割となっており、小児科に併設した施設での利用意向が高くなっている。

⑦ 一時預かり等の利用について（就学前のみ）

- 利用していない方が約9割となっており、利用していない理由は特に必要がないが最も多くなっているが、それ以外には利用方法や手続きがわからない多くなっている。
- 不定期事業の利用目的は、私用やリフレッシュの目的が前回調査より多くなっている。

⑧ 放課後の過ごし方について

- 放課後児童クラブの利用希望は就学前で約半数、小学生では約4割となっており、前回調査より多くなっている。
- 土曜日の利用意向は、就学前では低学年での利用が約半数、小学生では低学年・高学年ともに約2割となっている。
- 日曜日・祝日の利用意向は、就学前・小学生ともに低学年での利用が約2割となっている。
- 長期休暇中の利用意向は、就学前では低学年・高学年ともに約3割、小学生では高学年で約2割となっている。

⑨ 子育てに関する相談・情報について

- 不安や負担感があると回答された方は、就学前・小学生ともに約4割となっている。
- 日常の悩みとしては、就学前では「病気や発育・発達に関するここと、小学生では「子どもとの時間を十分にとれないこと」が最も多くなっている。
- 相談相手としては就学前・小学生ともに家族や友人が多くなっているが、昨今近所関係

が希薄になる中で「近所の人」が約1割となっている。

- 子育てをするうえであればよい周囲サポートとしては、就学前・小学生ともに病児・病後児保育の充実や医療の充実に関することが最も多くなっている。
- 望まれる相談の支援体制としては、就学前・小学生ともに「子育てコンシェルジュ（水先案内人）のような人を子育て支援センターに配置すること」が最も多くなっている。
- 情報の入手先としては、就学前・小学生ともに「インターネット（ケータイ・スマホ利用）」が前回調査より多くなっている。
- 必要な子育て情報については、就学前・小学生ともに「子ども向けイベント情報」、「医療機関情報」が多くなっている。

⑩ 子どもの育ちをめぐる環境について

- 理想の子どもの人数は、就学前・小学生ともに「3人」が最も多くなっている。
- 現実の子どもの人数が理想より少ない理由は、就学前・小学生ともに「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多くなっている。
- 子どもにどのような人になってもらいたいかについては、就学前・小学生ともに「優しく思いやりのある人」が最も多くなっている。
- 子育てに関する事業を利用する人が費用を負担することについては、就学前・小学生ともに自己負担は当然と考える方が最も多くなっている。
- 遊び場については、雨の日の遊び場や家の近くの遊び場がないことや、遊具が充実していないことが多くなっている。多良地区では、普段「家の近くの路地や空き地で遊ぶ」が多くなっている。
- 外出時の困りごとは、就学前ではオムツ替えや親子で利用に便利なトイレがないこと、小学生では暗い場所等子どもが犯罪被害にあわないか心配が多くなっている。
- 重要だと考える子どもを育てる環境は、就学前・小学生ともに自由にのびのび遊べる場所や地域医療の充実、治安が良く安全に生活できる環境が多くなっている。
- 児童虐待や不適切な子育て防止のために最も効果的なことについては、就学前・小学生ともに子育てしやすい地域社会の形成や関係機関のネットワークの強化、子育て施策の充実が多くなっている。
- 出産や育児がしやすい社会になるために必要なことについては、就学前・小学生ともに働きながら子育てできる環境づくりが多くなっている。

⑪ 自由意見

- 就学前・小学生ともに「子どもの目線に立った遊び場づくりや居場所づくり」についてのご意見が多くあった。

3 施策の評価からみた課題

府内関係各課による第1期太良町子ども・子育て支援事業計画の評価を行いました。現在町で取り組んでいる主な取り組みや課題は下表のとおりです。

施策目標1 すべての子どものたくましい成長と自立をともに支えあいます

(1) 子どもの人権と主体性を尊重します

- 家庭教育の課題などについて学び、子どもの健やかな成長を促すことを目的として、町内各保育所等で保護者を対象に家庭教育学級を実施している。
- 子ども虐待については、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置を進め、予防と迅速な対応ができるような体制づくりを図る。

(2) 成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりを支援します

- 乳児相談・健診を実施し、健康づくり係と連携し乳幼児期から相談体制を整え、成長段階に応じた指導に努めている。
- 食育への関心を高めるため、広報や食育月間の横断幕を掲示するなど、普及啓発を実施している。また、食生活改善推進協議会等と協力し、子どもを対象とした調理実習を実施し、食に触れる機会を通して食育の推進を図っている。
- 各学校のスクールソーシャルワーカーや障害児支援事業所と連携し、障害者の支援やサポートをしている。また、発達支援が必要と認められる児童については、児童発達支援や放課後等デイサービス等の福祉サービスの利用促進を図り、早期に療育を実施できるよう努めている。

(3) 子どもの学びを支援します

- 放課後子ども教室の活動において昔遊びなどを取り入れ伝承に取り組んでいる。
- 各学校において、PTA や地域のボランティアの方との連携・協力を得て、定期的に子どもたちへの本の読み聞かせを行っている。
- 各学校において、土曜学習会を実施し学力の向上を図った。

(4) 子どもの豊かな体験機会を充実します

- コーディネーターと連携し、体験学習等を行っている。
- 町内保育所等において、祖父母とのふれあい活動やもちつき会などの世代間交流活動の事業に対して補助金の交付を行い、事業の充実を図っている。
- 伝承芸能については、各実施地区が主体となり取り組まれている。事業の充実を図るため、各実施地区に対して道具購入費等の補助を行っている。

(5) 要保護児童や要支援家庭などを支援します

- 相談・支援体制としては、必要に応じ、民生委員・児童委員や学校のスクールソーシャルワーカーと連携を強化し支援を行っている。
- 生活困難家庭については、自立支援センターやハローワークとの連携による支援が必要である。
- 外国籍の子どもに対する支援は、近年実例はないが、県との連携が必要である。

施策目標2 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます

(1) 子育て支援環境を充実します

- 年度途中入所希望の子ども（特に0歳児）については、保育士不足の理由により希望する町内保育所への受け入れ態勢が整わない時があった。近隣の保育所等への広域入所を行うことにより待機児童はいないが、今後保育士の増員が課題である。
- 保育士のスキルアップ研修等の受講促進を行い保育の質の充実・向上を図った。
- 町立太良病院では、小児科医師の確保及び小児科の設置により小児医療体制の充実を図っている。時間外等は鹿島市や武雄市の医療機関との連携を図っている。

(2) 子育て家庭の子育て力の向上と母子の健康づくりを支援します

- 医療機関などの関係団体や福祉係・子育て支援係・学校教育課などの関係部署との連携をとり、相談・指導体制の充実に努めている。また、子育て支援事業『ぽっかぽか広場』では、子育て世代の親同士のふれあいの機会をつくり、相互に相談しあえる環境づくりが図られている。
- 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付から、妊婦健診、乳幼児健診、各種相談事業を行い、乳幼児及び妊産婦の健康保持増進に努めている。

(3) 子育てを経済的に支援します

- 保育所等に同時に2人以上通わせている保護者に対して、第2子保育料無料化事業を行っている。
- 生活困難家庭に対して、準要保護制度による支援を行っている。
- 給食費の補助、入学祝金・卒業祝金、育成資金等の取り組みを行っている。
- 子育て支援の取り組みについての周知・広報等を充実させていく。

(4) 働きながら子育てしている家庭を支援します

- 共働きの家庭などが利用している保育所等での延長保育の事業に対して補助金の交付を行い、事業の充実を図っている。
- 仕事と子育てに励む女性や女性が活躍できる職場等の紹介等を広報やホームページ等に掲載し、働く女性に対しての理解が得られるような情報の発信に取り組んでいく。

施策目標3 子育て・子育ちを支える安心安全な環境をともに築きます

(1) 子どもの目線に立った遊び場づくり、居場所づくりに取り組みます

- 地区が管理している児童遊園地の遊具の修繕等の費用に対して、補助を行っている。
- 青少年（中学・高校生）が気軽に利用できる交流の場・居場所づくりのため、既存施設の活用を検討していく。

(2) 子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくりを進めます

- 登下校時の子どもたちの安全確保のため、通学道路の交通安全点検や危険地区点検、道路の整備や緑色のカラー舗装化整備を実施した。
- 小学生を対象に交通安全指導員の指導により交通安全教室を実施し、交通事故の予防に努めた。
- 月2回、朝の登校時間帯に交通安全指導員等による街頭指導を行い、子どもたちの交通安全指導に努めた。
- PTAや地域、事業所等が連携・協力し「子ども110番」の充実を図り、地域が一体となって子どもたちの安全を見守る体制を図っている。
- 防犯協会より新1年生を対象に防犯ブザーの配付を行っている。
- 子どもたちが犯罪に巻き込まれることを防止するため、防犯巡回活動を実施している。

(3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育ち力を高めます

- 各地区の子どもクラブが主体となり、地区の行事等に取り組んでいる。
- 地域住民や町内の事業所等が協働し、地域で子どもたちを見守り、育んでいくようなまちづくりに取り組んでいく。

(4) 若者の定住環境を支援します

- 農業や漁業に従事する将来の町の担い手確保と育成に取り組む事業者に対して、支援を行っている。今後は、事業対象者へのサポート体制の構築及び新規対象者の掘り起しを行っていく。
- 定住促進住宅「パレットたら」の建設により、子育て世代の定着を図っている。

4 子育てに関する課題

子どもを取り巻く状況や施策の評価からみた必要性が求められている課題は、下記のとおりです。

- ◆ 仕事と子育ての両立の支援
- ◆ 多様なニーズに対応できる保育サービス、幼児教育のさらなる充実
- ◆ 病児・病後児保育や医療体制の充実
- ◆ 地域子育て支援センターなどの周知・充実
- ◆ 子育てについての悩みについて気軽に相談できる体制の充実
- ◆ 情報提供体制の充実
- ◆ 子どもの居場所や遊び場の充実
- ◆ 地域の人々との連携による子育て支援の充実

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

太良町に住むすべての子どもとその家庭が、太良町において幸せを感じられるよう、地域住民が連携し子育て、子育ちに積極的に関わり、地域一体となって『夢づくり』の実現に取り組んでいくために本計画の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針① すべての子どもがのびやかに育まれる「子どもの夢づくり」

～ すべての子どもの人権の尊重とのびやかな「育ち」の支援 ～

すべての子どもは次代の担い手であり、未来に夢を広げています。

すべての子どもが人格をもつ一人の人間として健全に育成され、将来の夢を託すことができるよう、“子どもの利益が最大限に尊重される”ことを前提に、乳幼児から思春期にいたるまで常に『子どもの目線』に立ち一貫性のある施策・事業に取り組みを進めます。

また、すべての子どもを町の「次代の担い手」、「未来を託す担い手」として町民が共有の認識をもち、これをもとに、豊かな人間性を形成し、自立した家庭をもつことができるよう、子育ち、大人への自立促進を地域ぐるみで支援します。

基本方針② 子育ての楽しさを実感できる「親の夢づくり」

～ 子育ての主体としてのすべての家庭への支援、“親育ち”的支援～

共働き世帯の増加や女性の社会進出機会の増大などから子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様化しており、子育て家庭の特性を踏まえながら、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、すべての家庭への支援、いわば「すべての親の夢づくり」の視点から施策分野を越え、分野横断的な取り組みを進めます。

また、“男女共同参画社会の実現”も踏まえながら、家庭、地域そして行政それぞれの役割を高めるとともに、相互の連携を強めていきます。

基本方針③ 子育てや子育ちの喜びを共有する「まちの夢づくり」

～ 地域一体となったすべての子育て、子育ち支援への取り組み ～

子育てを子育て家庭だけに負わすのではなく、町民の誰もが子育てに係る問題や負担感を十分理解しあい、地域社会全体が当事者としての意識をもって協力しあっていく「子育ての社会化」の視点からの取り組みが求められます。

このため、「子育て支援」を公的なサービスだけでなく、事業所などを含めすべての町民が“子育て・子育ちの担い手”としてさまざまに係わり、行政との協働のもとに、町民参加による子育て・子育ち支援の仕組みづくりに取り組みます。このことは、子どもに未来を託す「まちの夢づくり」にはかなりません。

2 子ども・子育てビジョン（目標像）

「太良町子ども・子育て支援事業計画」においては、子ども・子育て支援法で掲げられている、すべての子どもや子育て家庭を身近な地域で可能な限り支援し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するとともに、太良町に住む子育て家庭を支援し、子育て環境を整え誇りに思えるまちづくりをめざして、子ども・子育てビジョンを『子どもたちを、そして子ども時代を誇りに思えるまち～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～』と設定しました。

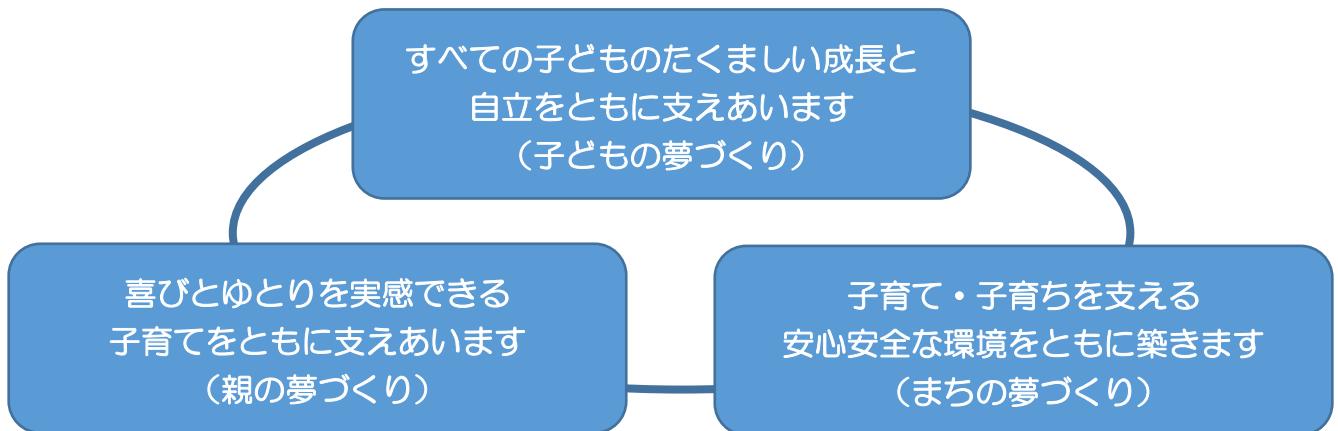
「第2期太良町子ども・子育て支援事業計画」においては、子どもたちが健やかに育つていける環境づくりや、地域の中で助け合いながら子育てや子どもの成長をともに見守る環境づくりにも取り組むとともに、太良町で育った子どもたちが大人になった時に子ども時代そしてこの太良町を誇りに思えるまちをめざし、子ども・子育てビジョンを設定します。

子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち
～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～

3 施策の目標

「子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち」の実現に向けて、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの子どもと家庭に関わる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、計画の目標像を実現するために以下の3つの施策目標を設定し、これらを柱として総合的に施策を推進します。



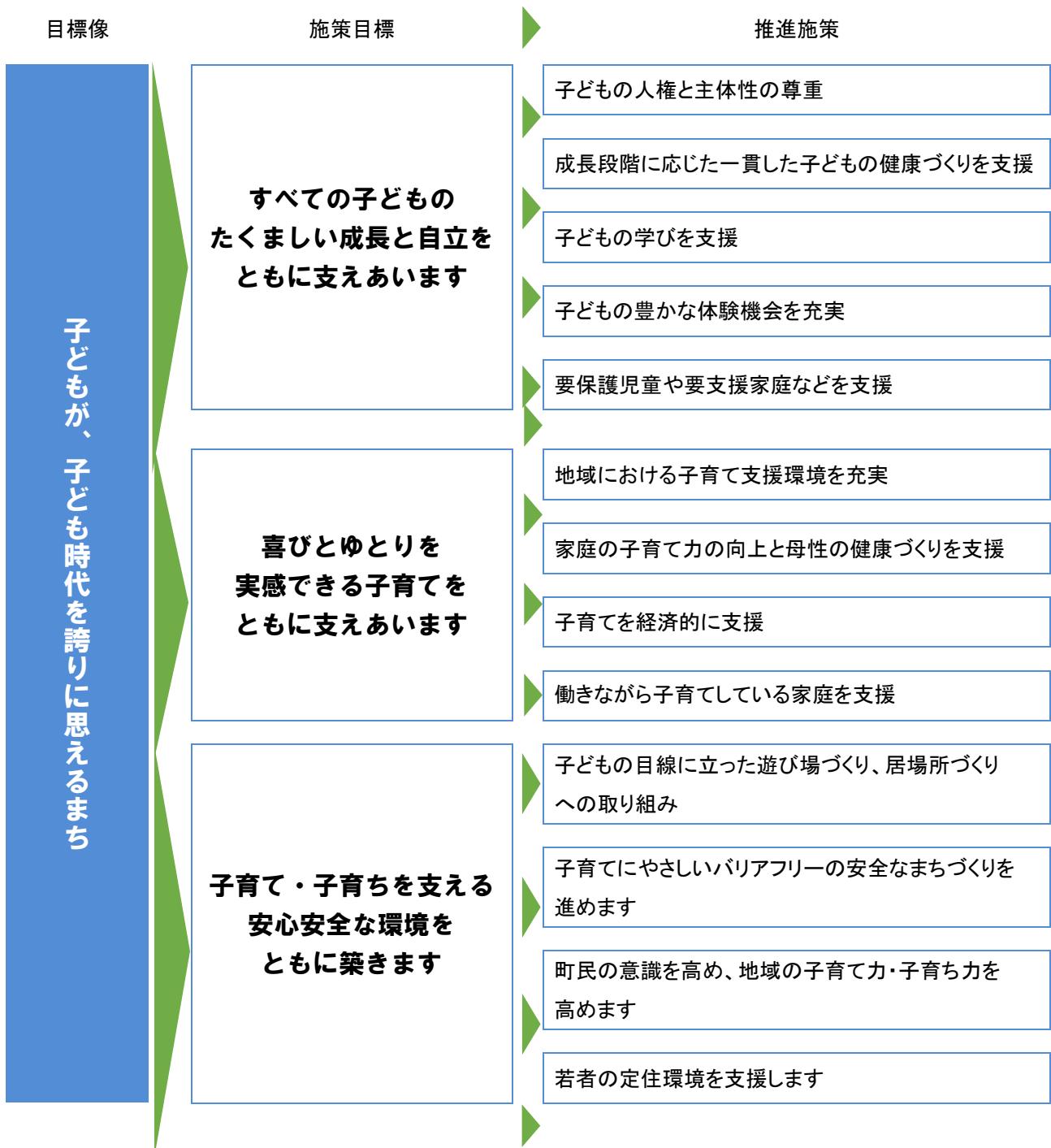
4 令和6年度における子ども・子育ての将来像

計画目標年度である令和6年度における太良町の子ども・子育ての将来像として、次のようなまちの姿の実現をめざします。

- 太良町では、すべての子どもたちみんなが笑顔で暮らしています。
- 就学前の子どもや小学生の子どもがいる家庭では、保育所や認定こども園、幼稚園、学童保育などの施設やサービスを利用しながら、子どものいる暮らしを楽しんでいます。
- 住民の誰もが太良町の次代を担う子どもたちを大切にし、また、誇りに思いながら、子ども・子育てにやさしい地域づくりへの関心と意欲をもって暮らしています。
- 0歳児から5歳児までの就学前の子どもの誰もが、必要または希望する施設やサービスを利用しながら、健やかに成長しています。
- 町内の街角や広場、学校などからは、いつでも子どもたちの元気な声が聞こえ、また、それを笑顔で見守る親や地域の住民の姿があります。
- 太良町は、「子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち」そして「はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち」に地域全体で積極的に取り組んでいます。

5 施策の体系

子ども・子育てビジョン（基本理念）並びにその実現に向けた基本目標等について、体系化すると次のとおりです。



第4章 総合的な施策の展開

1 すべての子どものたくましい成長と自立とともに支えあいます

(1) 子どもの人権と主体性を尊重します

- すべての子どもたちが次代の担い手として健やかに生まれ育ち、それぞれの個性や力を伸ばしながら自立への道を確実に進んでいける環境づくりに向け、家庭はもとより、地域が一体となって取り組んでいきます。
- 子どもは次代の社会を担う貴重な人材であり、その人権が尊重され、子ども一人ひとりの個性や自発性が伸ばせるよう、「子育ての社会化」の必要性について広く町民各層の意識啓発を図るとともに、実践的な活動への参加を働きかけながら、地域一体的な取り組みを進めます。

(2) 成長段階に応じた一貫した子どもの健康づくりを支援します

- 子どもの健やかな成長のために不可欠な規則正しい生活習慣を確立できるよう、乳幼児期から思春期に至るまでの成長段階に応じた心身の健康づくり事業を推進します。
- 母子手帳交付から妊婦と顔の見える相談しやすい関係をつくり、乳幼児及び妊産婦の相談支援体制など、各事業の一層の充実に努めます。また、町の取り組みを子育て世代にもっと便利に活用してもらうために、ICTを利用した電子母子手帳アプリ「たらっ子メモリー」の利用促進を図り、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供などを行っていきます。
- 特に、食を通じた健康づくり、家庭づくりの観点から食育の推進に重点的に取り組みます。
- 子育て世代包括支援センターを設置して、妊娠期から子育て期にわたり、安心して妊娠・出産・子育てができるよう専門職が相談支援を行い、継続した支援を行っていきます。

(3) 子どもの学びを支援します

- 子どもの基礎・基本的学力の確実な定着とともに、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすことを主眼に、家庭、地域とも連携しながら特色ある学校教育の推進や地域に開かれた学校づくりをめざします。

- 各小中学校において、土曜学習会を実施し、子どもたちの自主的な家庭学習の定着を促し豊かな人間力形成と学力の向上を図ります。
- 就学前の幼児を対象に、町営屋内プールで幼児水泳教室を行い、子どもの運動力の向上を促進します。

(4) 子どもの豊かな体験機会を充実します

- 少子化の進行などによって、乳幼児とのふれあいをはじめ、さまざまな遊びの体験、学びの機会が減少していることを踏まえ、成長段階に応じた多様な体験、学びの場の充実をめざします。
- 毎年12月下旬に、クリスマスリースや門松・しめ縄づくりの体験と家族や友だちとの映画鑑賞が楽しめる『クリスマスフェスタ』を行い、楽しみながら季節の行事にふれあう機会を創出します。
- 小学5～6年生を対象に、自然休養村管理センターから通学を行う『通学合宿』で子どもたちが自分たちで食事・洗濯などを行いながら集団生活を行うことにより、生活力を身につける力を育てます。
- 地域活動の活性化やボランティア活動への参加促進などを通じて、子どもと地域との関わる機会を充実し、地域それぞれに昔から伝わる遊びや行事、伝統芸能、伝統技術などを広く子どもたちに継承するため、伝承事業を充実し、地域の活性化に取り組みます。
- 民芸保存会育成及び文化連盟活動に対して補助を行い、文化活動を促進します。

(5) 要保護児童や要支援家庭などを支援します

- 子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭の個々のニーズや家庭の状況に応じた最善の方法で問題解決が図られるよう適切な支援を行います。
- 障害のある子どもなど保護・援護が必要な子どもが地域の中で暮らすことができるよう、一人ひとりの力を伸ばすための事業や相談・支援体制の充実をめざします。
- ひとり親家庭に対し、就労支援や子育て支援を重点に、相談体制や子育て支援サービスの充実を図り、自立支援をめざします。
- 関係機関との連携を強化し、虐待の防止・虐待ゼロの推進を図ります。
- 特別な支援が必要な外国につながる子どもやその保護者へ関係機関と連携し、相談体制や情報提供の充実を図ります。

2 喜びとゆとりを実感できる子育てをともに支えあいます

(1) 子育て支援環境を充実します

- 就学前児童の保育需要を的確に見極めながら、保育所や認定こども園の充実や適正配置に取り組みます。
- 保育従事者の確保に取り組むとともに、質の向上に努めます。
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）については、利用児童が安心して過ごせる環境整備と支援体制の充実を図ります。
- 子どもの急病時に適切に対応できるよう、救急医療を含め小児医療体制の充実を促進します。

(2) 子育て家庭の子育て力の向上と母子の健康づくりを支援します

- 子育てに関する悩みや不安などを解消できるよう、関係部署や関係団体の連携を密にし、相談・指導体制を充実するとともに、親同士がふれあい、相互に相談し学びあえる機会の充実をめざします。
- 子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠・出産、育児に関わる保健・医療体制を充実します。
- 母子推進員による乳児全戸訪問事業でさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、児童委員等関係機関との連携を強化します。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ、子育ての孤立化を防ぎ、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

(3) 子育てを経済的に支援します

- 子育て世帯への経済的な支援のため、国・県の制度改善を要請しながらその充実に取り組みます。
- 次世代育成という意識を事業所に浸透させるための啓発活動を充実します。
- 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子育て支援のための各種サービスの利用料金について配慮していきます。
- 次代を担う子どもたちの成長を祝い、誕生祝金や小学校入学時に入学祝金、中学校卒業時に卒業祝金等を支給します。
- 子どもの健やかな成長を願い、安心して病院などで受診できるように高校生までの子ど

もの医療費の助成を行います。

- 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、チャイルドシートの購入に対しての補助金交付や少子化対策及び定住促進の一環として、小中学校の給食費を無料化する等の事業を行います。

(4) 働きながら子育てしている家庭を支援します

- 就労している、あるいは就労希望のある女性が増加し、保育需要が多様化してきていることを踏まえ、仕事と育児の両立を支援する保育サービスの充実を図ります。
- 男女共同参画社会づくりの一環として、男女を問わず、子育てに積極的に関わるよう、町民や事業所などへの啓発活動を進めます。
- 保育所等に同時に入所している子どもの2人目の保育料相当額を補助する第2子保育料無料化事業で、働きながら子育てをしている家庭へ経済的な支援を行います。(令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化がスタートしており、保育所や認定こども園、幼稚園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料は無料となっています。)

3 子育て・子育ちを支える安心安全な環境をともに築きます

(1) 子どもの目線に立った遊び場づくり、居場所づくりに取り組みます

- 子どもの身近な遊び場や室内の遊び場などに対する要望の高さを踏まえ、子ども同士の協調性や社会性を育む場となる安全な遊び場づくりを子どもの目線に立って計画的に整備していきます。
- 関係機関と連携し、外遊びの減ってきてている子どもたちに、遊び方を教えるような仕組みづくりに取り組みます。
- 中学生や高校生など子どもたちが気軽に利用できる「居場所づくり」を進めるため、既存施設の有効活用や地域の支援体制づくりに取り組みます。
- 小学生を対象に、放課後に学び、体験、交流や遊びなどを行う『放課後子ども教室(きらりパーク)』を行い、子どもの放課後の居場所づくりを推進します。

(2) 子育てにやさしいバリアフリーの安全なまちづくりを進めます

- 乳幼児をはじめ子連れでも安心して外出し、施設利用ができるよう、高齢者や障害者を

対象とした福祉のまちづくり事業と連携し、子どもや子育て家庭にやさしい子育てバリアフリーのまちづくりに取り組みます。

- 安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、交通安全対策や防犯対策の一層の充実を図るとともに、子どもや子育て家庭などに対する安全教育を充実します。
- 子どもが安心して行動できるよう、安全なまちづくりに地域一体となって取り組みます。

(3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育ち力を高めます

- 子育て・子育ちを地域全体で支えあう必要性について広く町民の認識を高め、地域一体的、自発的な取り組みが進められるよう、情報の共有化を図り、地域の子育て力、子育ち力を高めていきます。
- 長時間労働の解消や育児休業の取得奨励など、企業や事業所に対して、地域の子育て力を高める視点から支援要請を行っていきます。町民による主体的な活動を広めながら地域としての子育て力、子育ち力の再生・向上をめざします。

(4) 若者の定住環境を支援します

- 若い世代が結婚し、家庭を築き、太良町で子どもを安心して生み育てるために、移住定住促進事業や若者の就労支援等、生活の安定を促進します。

第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全町を 1 提供区域とすることとします。

2 将来の子ども人口

0～17 歳（各年 4 月 1 日現在）の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、平成 31 年の 1,246 人から令和 6 年には 1,110 人にまで減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども（0～5 歳）については、同期間に 335 人から 311 人へと 24 人の減少、小学生（6～11 歳）については 382 人から 374 人へと 8 人の減少、中学生（12～14 歳）については 254 人から 196 人へと 58 人の減少、高校生（15～17 歳）については 275 人から 229 人へと 46 人の減少が、それぞれ見込まれています。

（単位：人）

児童数	現 態					推 計				
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
児童数	1,396	1,343	1,294	1,251	1,246	1,200	1,177	1,156	1,124	1,110
0 歳	52	44	46	61	47	47	45	44	43	41
1 歳	51	55	48	51	65	52	51	49	48	47
2 歳	48	49	55	49	60	68	55	54	52	51
3 歳	59	49	49	55	52	62	70	57	56	54
4 歳	50	60	50	49	55	53	63	71	58	57
5 歳	71	52	60	50	56	57	55	66	74	61
6 歳	62	75	54	60	51	58	59	57	68	77
7 歳	70	65	75	53	60	51	58	59	57	68
8 歳	85	72	66	75	54	61	52	59	60	57
9 歳	73	86	73	65	77	54	61	52	59	60
10 歳	95	73	87	70	67	77	54	61	52	59
11 歳	80	97	73	87	73	68	78	55	62	53
12 歳	82	84	97	71	87	73	68	78	55	62
13 歳	108	85	84	96	72	88	74	69	79	56
14 歳	90	108	83	83	95	72	87	74	69	78
15 歳	106	90	109	82	84	95	73	88	75	70
16 歳	98	100	86	108	82	82	92	71	86	73
17 歳	116	99	99	86	109	82	82	92	71	86

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要な認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

(認定区分)

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

【量の見込みと提供体制】

(1) 1号認定（幼稚園、認定こども園）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	人	14	14	14	14	13
② 確保方策	人	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	人	20	20	20	20	20
確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
②-①	人	6	6	6	6	7

(2) 2号認定（認定こども園・保育所）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	人	156	171	176	171	156
② 確保方策	人	179	179	179	179	179
②-①	人	23	8	3	8	23

(3) 3号認定(認定こども園・保育所)

① 0歳児

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	11	11	10	10	10
③ 確保方策	人	14	14	14	14	14
特定教育・ 保育施設	人	11	11	10	10	10
地域型保育	人	0	0	0	0	0
②-①	人	3	3	4	4	4

③ 1・2歳児

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	99	87	85	83	81
②確保方策	人	99	99	99	99	99
特定教育・ 保育施設	人	99	99	99	99	99
地域型保育	人	0	0	0	0	0
②-①	人	0	12	14	16	18

【提供体制確保の考え方】

本町の提供体制でニーズには十分に対応できる予定です。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子ども及びその保護者、妊娠している人等が町内外を問わず教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	339	339	341	331	311
確保方策	人	339	339	341	331	311

【確保方策の考え方】

ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が気軽に集い相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。(太良町の通称は、「ぽっかぽか広場」です。)

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	720	720	720	720	720
確保方策	人日	720	720	720	720	720

【確保方策の考え方】

ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(3) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊娠の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	45	44	43	41	40
確保方策	人	45	44	43	41	40

【確保方策の考え方】

妊婦に対して、100%の実施を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	47	45	44	43	41
確保方策	人	47	45	44	43	41

【確保方策の考え方】

乳児家庭に対して、100%の訪問を図っていきます。

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

子育てに対して不安や孤立感等を抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、当該家庭の抱える問題の解決を図ります。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	人	2	2	2	2	2

【確保方策の考え方】

ニーズ量に対して 100% の事業確保を図っていきます。

(6) 子育て短期支援事業【子どものショートステイ事業】

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業))です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	人	2	2	2	2	2

【確保方策の考え方】

ニーズ量に対して 100% の事業確保を図っていきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等があります。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	49	51	51	50	47
確保方策	人	49	51	51	50	47

※利用延べ人数を想定

【確保方策の考え方】

ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(8) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、保育所や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

◆預かり保育

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	4,070	4,070	4,070	4,070	4,070
確保方策	人日	4,070	4,070	4,070	4,070	4,070

【確保方策の考え方】

ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

◆一時預かり

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	368	368	368	368	368
確保方策	人日	2,625	2,625	2,625	2,625	2,625

【確保方策の考え方】

ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(9) 延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所や認定こども園で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	114	116	117	114	106
確保方策	人	290	290	290	290	290

【確保方策の考え方】

4施設において、ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	人	2	2	2	2	2

【確保方策の考え方】

ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。（太良町の通称は、「なかよしルーム」です。）

【量の見込みと確保方策】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	182	177	174	182	196
		40	41	39	47	53
		35	39	40	39	46
		40	34	38	39	37
		23	26	22	25	26
		30	21	24	20	23
		14	16	11	12	11
確保方策	人	182	177	174	182	196
		40	41	39	47	53
		35	39	40	39	46
		40	34	38	39	37
		23	26	22	25	26
		30	21	24	20	23
		14	16	11	12	11

【確保方策の考え方】

待機児童がでないよう、ニーズ量に対して100%の事業確保を図っていきます。

◆放課後子ども教室

すべての小学校に就学している児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。（太良町の通称は、「きらりパーク」です。）

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携した実施が求められていますが、本町では平成28年度から2箇所において、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようになっています。

現在の活動場所は、多良校区が多良小学校の空き教室、大浦校区が公民館となっています。今後は、空き教室等の活用を検討していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、導入について検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後、導入について検討します。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本町においては、新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進してきました。

今後も認定こども園の移行に必要な施設整備や職員配置基準が整った幼稚園・保育所から、順次、認定こども園への移行を図ります。

(2) 教育・保育の質の向上

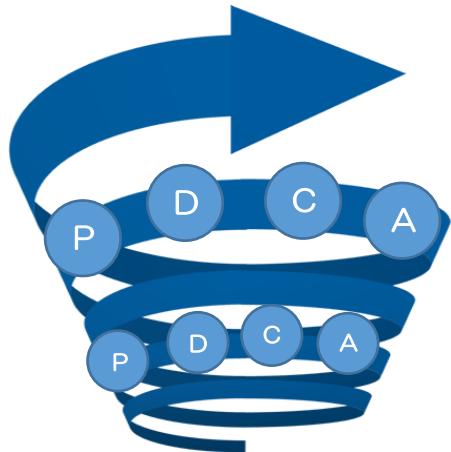
子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教諭が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。そのうえで、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることをめざし、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校等の連携を強化します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により、新たに設置された子育てのための施設等利用給付の給付申請については、『保護者が費用を一旦全額支払い、その後申請して払い戻しを受ける償還払い』と、『施設等が保護者に代わって直接町に請求を行い、利用費を受領する法定代理受領』の2種類の方法があります。どちらの方法をとるかは、施設が選択できるようになっています。

第6章 計画の推進

子ども・子育て支援計画を実行性のあるものとするため、毎年、計画の進捗状況を把握し、子どもの保護者や児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、町民代表などが参画する「太良町子ども・子育て会議」に報告し、実施状況の点検及び評価を実施します。



＜子ども・子育てビジョン＞
子どもたちが、子ども時代を誇りに思えるまち
～はぐくむ喜びと育つ喜びに満ちた ふれあいのまち～
の実現

P lan：計画
D o：実施
C heck：点検・評価
A ct：改善

1 計画の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、計画の点検・評価を行うとともに、必要に応じて、計画の見直しなどを行います。

点検・評価の主たる対象は、幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制とします。

これらの事業については、子ども・子育て支援法に基づく事業であるとともに、計画期間中の各年度における目標事業量を定めた事業となっており、その点検・評価を行っていくものとします。

2 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づき、条例により設置した「太良町子ども・子育て会議」について、本計画期間中の各年度においても開催するものとします。

委員は、児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、町民代表などさまざまな分野から構成されています。

子ども・子育て会議においては、計画の点検・評価の結果等について、検討していただくものとします。

3 地域や関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、家庭、教育・保育機関、学校、地域、企業、行政機関などと連携しながら、子育て支援に取り組んでいきます。

子ども・子育て支援法に基づく各種事業等の推進に向けては、町をはじめとする行政機関や教育・保育機関（事業者）等の連携が不可欠です。

また、子ども・子育て支援法の枠組みを超えた総合的な子ども・子育て支援の推進にあたっては、家庭、関係団体、企業など、子どもの暮らす地域全体の意識の向上や連携体制の強化が重要になってきます。

4 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」等の法制度の趣旨を踏まえるとともに、県が策定する計画における各種施策等との整合を図るなど、国や県と連携した取り組みを進めます。

資料編

1 太良町子ども・子育て会議条例

平成25年9月17日
条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、
太良町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他町長が
適當と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期
間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ
の職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する
ところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しく
は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後又は委員の任期満了後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

(太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和57年
太良町条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 令和元年度 太良町子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	団体・役職名等	条例上の分類
会長	菅 原 貞 春	いふく保育園長	子ども・子育て支援関係者
	岡 崎 正 樹	多良保育園長	子ども・子育て支援関係者
	江 崎 正	松濤保育園長	子ども・子育て支援関係者
	坪 田 順 子	大浦ふたばこども園長	子ども・子育て支援関係者
	中 島 哲 德	多良小学校長	子ども・子育て支援関係者
	山 口 芳 民	大浦小学校長	子ども・子育て支援関係者
	増 山 仁 美	保育園保護者	子どもの保護者
	織 田 渉 良	多良小保護者	子どもの保護者
	上 戸 良 太	大浦小保護者	子どもの保護者
	境 明 美	学童保育支援員	子ども・子育て支援関係者
	赤 木 久美子	太良町主任児童委員	学識経験者
副会長	高 松 謙 二	太良町主任児童委員	学識経験者

3 計画策定の経緯

時 期	概 要
平成 30 年 11 月 12 日 (火)	平成 30 年度 第 1 回太良町子ども・子育て会議 ・委嘱状交付 ・太良町子ども・子育て会議の概要 ・太良町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
平成 30 年 12 月～ 平成 31 年 1 月 10 日 (木)	太良町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
平成 31 年 3 月 26 日 (火)	平成 30 年度 第 2 回太良町子ども・子育て会議 ・太良町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果報告 ・今後のスケジュールについて
令和元年 12 月 17 日 (火)	令和元年度 第 1 回太良町子ども・子育て会議 ・太良町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・パブリックコメントの実施及び計画案について
令和 2 年 1 月 8 日 (水)	関係各課ヒアリング
令和 2 年 3 月 3 日 (火)	令和元年度 第 2 回太良町子ども・子育て会議 ・太良町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・パブリックコメントの実施及び計画案について
令和 2 年 3 月 9 日 (月)～ 令和 2 年 3 月 16 日 (月)	計画案に関するパブリックコメントの実施
令和 2 年 3 月 25 日 (水)～ 令和 2 年 3 月 30 日 (月)	令和元年度 第 3 回太良町子ども・子育て会議 ※新型コロナウイルス感染予防のため、書面にて実施。

4 用語説明

【あ行】

■一般世帯

住居と生計をともにしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯。

■延長保育

保育所で、通常の保育時間（保育所によって異なる）を超えて子どもを預かること。

【か行】

■教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する「認定こども園」、学校教育法第1条に規定する「幼稚園」、児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」のこと。

■子ども

本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」、すなわち満18歳未満の者を指すこととする。

■子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

■子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

■子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」をもとにした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成27年度からスタートする。

■子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

■子ども・子育てビジョン

平成 22 年 1 月 29 日に閣議決定。社会全体で子育てを支える、希望がかなえられる、という 2 つの考えを実現させるための政策。

【さ行】

■次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策。

■就学前児童

乳児（満 1 歳に満たない者）、幼児（満 1 歳から小学就学前までの者）のこと。

■食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成 17 年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

【た行】

■待機児童

保育所入所申込をしており、入所要件に該当しているが、入所できなかった児童のうち、国が定める定義に該当する者を除いた児童。

■男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切にし、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。従来の「男は仕事、女は家庭」という固定観念に固執することなく、個人としての社会参加が尊重される。

【な行】

■乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる事業。

■認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないに関わらず利用できる施設。

【は行】

■保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

■ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

【ら行】

■労働力人口

生産年齢人口（15～64歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探してあり、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

第2期 太良町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行 太良町 町民福祉課 子育て支援係

〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

T E L : 0954-67-0718

F A X : 0954-67-2103

U R L : <https://www.town.tara.lg.jp/>